

法科大学院教育に関する状況について

平成24年4月24日(火)

文部科学省

目次

1. 法科大学院教育の改善について	(ページ)	1
2. 法科大学院入学定員・実入学人数の状況について		2
3. 法科大学院の修了者の状況について		3
4. 各年度修了者の新司法試験の合格状況(累積合格率)について		4
5. 公的支援の見直しについて		5
6. 法科大学院の認証評価制度の改善について		6

1. 法科大学院教育の改善について

中央教育審議会法科大学院特別委員会提言(平成21年4月)等を踏まえた改善の取組

1. 入学者の質の確保

- (1) 入学定員の見直し等による競争性の確保
- ・ 入学者選抜における競争倍率(受験者数/合格者数)2倍未満
平成22年度:40校 → 平成23年度:19校
 - ・ 入学定員の削減
平成17~19年度:5,825人 → 平成23年度:4,571人
※全ての法科大学院で見直し。
ピーク時より△1,254人(約2割)減
 - ・ 厳格な入学者選抜による実入学者の削減
平成18年度5,784人 → 平成23年度:3,620人
※ピーク時より△2,164人(37.4%)減
- (2) 適性試験の合格最低基準点の導入
- ・ 適性試験の成績が全国総受験者の下位から15%未満の者は入学させない

3. 組織見直しの促進

- (1) 入学定員の見直しや統廃合の促進
- ・ 入学定員の削減
平成17~19年度:5,825人 → 平成23年度:4,571人
※全ての法科大学院で見直し。
ピーク時より△1,254人(約2割)減
 - ・ 2校が学生募集停止を表明(うち1校は他の法科大学院と統合)
- (2) 財政支援の見直し
- ・ 深刻な課題を抱える法科大学院について、自主的・自律的な組織見直しを促進するため、新司法試験の合格率や入学者選抜の競争倍率を指標として、国立大学法人運営費交付金や私学助成を減額。(平成24年度予算より)
※平成24年度の対象校:6校

2. 修了者の質の確保

- (1) 共通的な到達目標の導入
- ・ 法科大学院修了者が共通的に備えておくべき能力の到達目標を設定
- (2) 法学未修者教育の充実のための省令改正
- ・ 未修1年次の法律基本科目の履修登録単位数を6単位増加(平成22年4月施行)
- (3) 成績・進級判定の厳格化
- ・ 標準修業年限修了者の割合
平成18年度:80.6%(4,382人) → 平成22年度:73.6%(3,932人)

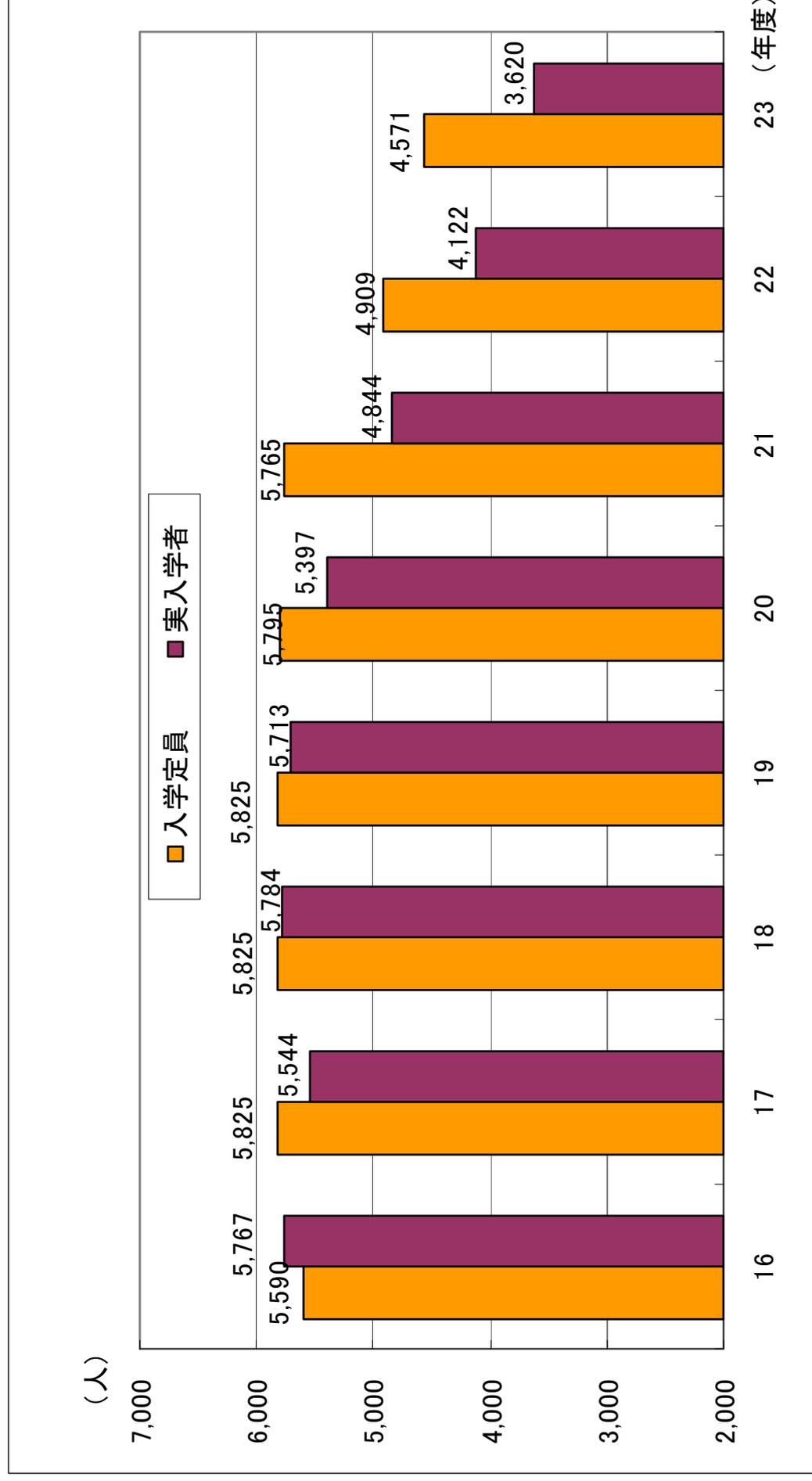
4. 評価システムの改善

- (1) 認証評価基準・方法の改善のための省令改正
- ・ 修了者の進路等を評価項目に追加、重点評価項目の設定等(平成22年4月施行)
- (2) 中教審によるフォローアップ
- ・ 各法科大学院の教育の改善状況について調査を実施し、結果を公表(平成23年1月から5回に渡って実施)
※直近では平成24年3月公表の調査結果:31校に対して個別に課題等を指摘

※ 文部科学、法務両副大臣主宰のワーキングチーム(平成22年7月取りまとめ)でも、これらの取組を強力に推進すべきとされている。

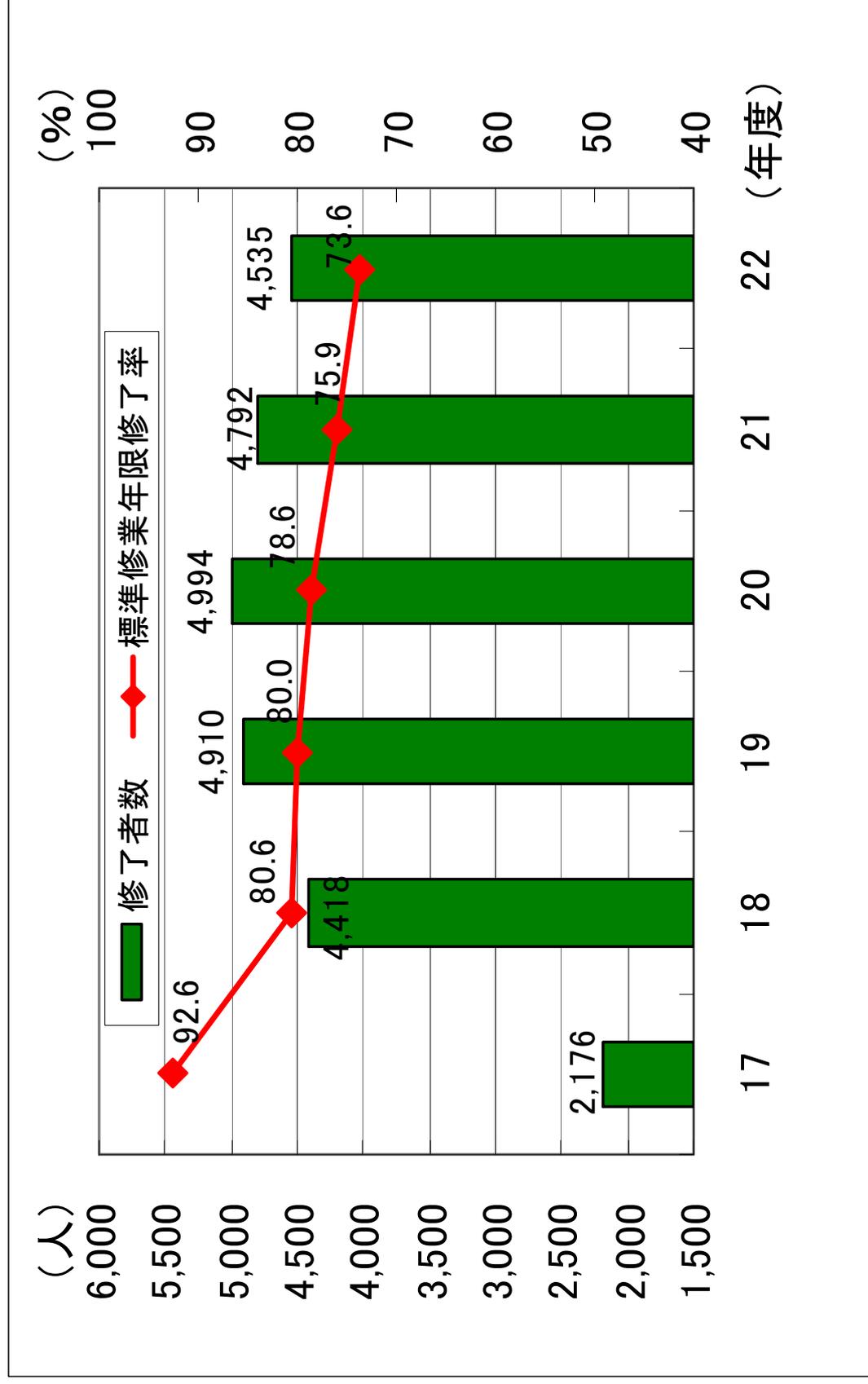
2. 法科大学院入学定員・実入学者数の状況について

- 平成21年の中教審提言等を踏まえ、平成23年度までに全ての法科大学院が入学定員を削減し、ピーク時と比して約2割（▲1,254人）減。
- 入試における競争性の確保等により、質の高い入学者の確保に努めた結果、平成23年度の実入学者数はピーク時と比して約4割減（▲2,164人）の**3,620人**となっている。



3. 法科大学院の修了者の状況について

- ・ 厳格な成績評価・修了認定の実施により、標準修業年限修了率は低下。
※ 平成22～23年度の入学定員削減や厳格な入試による入学者数の減少により、今後修了者数はさらに大幅に減少する見込み。



4. 各年度修了者の新司法試験の合格状況(累積合格率)について

修了年度	修了者数	累積合格者数	累積合格率	
			既修者	未修者
平成17年度修了者 (平成18～22年受験可)	2,176	1,518	69.8%	—
平成18年度修了者 (平成19～23年受験可)	4,418	2,188	49.5%	39.5%
平成19年度修了者 (平成20～23年受験可)	4,910	2,226	45.3%	31.4%
平成20年度修了者 (平成21～23年受験可)	4,994	2,228	44.6%	28.9%
平成21年度修了者 (平成22～23年受験可)	4,792	1,798	37.5%	23.7%
平成22年度修了者 (平成23年受験可)	4,535	1,147	25.3%	16.2%

5. 公的支援の見直しについて

平成22年9月、深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自立的な組織見直しを促進するため、公的支援の見直しを行うことを公表

1. 対象

公的支援の見直しを行う対象は、次の2つの指標の両方に該当する法科大学院とする

- (指標 1) 前年度の入学者選抜における競争倍率（受験者数／合格者数）が2倍未満
- (指標 2) 前年度までに①、②のいずれかに該当する状況が3年以上継続

（例えば、1年目は①のみ該当、2年目は②のみ該当、3年目は①②両方に該当、という場合も含まれる。）

- ① 新司法試験の合格率（合格者数／修了年度を問わない全受験者数）が全国平均の半分未満
- ② 直近修了者（新司法試験の直前の3月が含まれる年度に修了した者）のうち新司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ直近修了者の合格率（直近修了者の合格者数／直近修了者の受験者数）が全国平均の半分未満

2. 具体的な措置

国立大学法人運営費交付金 及び 私立大学等経常費補助金 を減額

3. 実施時期 / 見直し対象大学

（実施時期）平成24年度予算から対応を開始

（見直し対象大学）6校 [大宮法科大学院大学 大東文化大学 東海大学 明治学院大学

関東学院大学 桐蔭横浜大学]

6. 法科大学院の認証評価制度の改善について

(1) 認証評価が抱えていた課題

平成18年度から開始された法科大学院の認証評価では、3つの認証評価機関での評価の方法・内容にバラつきがある、評価項目によって形式的な評価にとどまっているなどの課題が生じた

- このため、平成21年4月の中教審法科大学院特別委員会報告では、法科大学院がその役割を十分果たしているかを評価できるよう、評価基準・方法を改善すべき旨提言
- この提言を受け、平成22年3月に省令を改正し、同年4月から施行

(2) 具体的な改善内容

(評価項目の改善)

- ① 新司法試験の合格状況を含む修了者の進路に関する事項を新たな評価項目として追加
- ② 入学者の適性の適確かつ客観的な評価、教員組織での専任教員の適切な配置等、体系的な教育課程の編成など、より詳細な内容について評価が行われるよう改正

(評価方法の改善)

- ③ 評価方法について、法曹養成の基本理念を踏まえ、特に重要と判断した項目の評価結果を勘案しつつ、総合的に評価するなど、適切な適格認定を行うことができる評価方法となるよう改正

改正後の評価基準・方法について(赤色下線部が改訂部分)

【評価基準】

- ① 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること
- ② 入学者の選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること
- ③ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること
- ④ 在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に関すること
- ⑤ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関すること
- ⑥ 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること
- ⑦ 授業の方法に関すること
- ⑧ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること
- ⑨ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関すること
- ⑩ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること
- ⑪ 専門職大学院設置基準第二十五条第1項に規定する法学既修者の認定に関すること
- ⑫ 教育上必要な施設及び設備（ワに掲げるものを除く。）に関すること
- ⑬ 図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること
- ⑭ 法科大学院の課程を修了した者の進路（司法試験の合格状況を含む。）に関すること

【評価方法】

評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。

各法科大学院の改善状況に係る調査結果

平成24年3月7日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
法科大学院教育の質の向上に関する
改善状況調査ワーキング・グループ

1. 経緯及び趣旨

平成21年4月に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）が「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）を取りまとめてから2年半以上が経過した。

この間、法科大学院志願者数の減少や司法試験合格率の低迷状態が継続するにとどまらず、平成23年11月に行政刷新会議における提言型政策仕分けにおいても「法科大学院の需給のミスマッチの問題については、定員の適正化を計画的に進めるとともに、産業界・経済界との連携も取りながら、法科大学院制度の在り方そのものを抜本的に見直すことを検討する。」との取りまとめがなされるなど、法科大学院を含む法曹養成制度全体を取り巻く状況は一層厳しさを増している。

各法科大学院は、制度全体が極めて厳しい状況下にあることを十分に認識した上で、法曹養成制度の中核的機関として社会の期待に応えるため、教育の改善に一層真摯に取り組むことが不可欠である。本ワーキング・グループにおいても、特別委員会報告の提言を踏まえ、これまでに4回、各法科大学院の教育の改善状況について調査を実施し、その結果を公表して改善の取組を加速させるよう促してきた。

第1回及び第3回の改善状況調査においては、すべての法科大学院に対し、現状の分析や特別委員会報告を踏まえた改善の取組等について調査を実施し、調査結果においては、入学者選抜や授業内容、成績評価、教育体制に関して課題を抱える一部の法科大学院に対して個別に改善すべき事項を指摘した。

また、入学者選抜の結果を踏まえた第2回及び第4回の改善状況調査においては、入学者の質の確保のための取組が十分ではない法科大学院を中心に調査を実施し、調査結果においては、入学者選抜における競争性（競争倍率2倍以上）の確保の徹底、適性試験の合格最低基準点の設定及び入学定員の見直し等にかかる抜本的な改善の必要性を指摘した。

各法科大学院が特別委員会報告や本ワーキング・グループの指摘を踏まえ、入学定員の削減等の改善に取り組んでいることはこれまでの調査でも確認されてきたところであ

るが、一方で、一部の法科大学院では、これまでの調査結果で個別に指摘した事項等の課題を抱えており、また、相当数の法科大学院においても改善によるその効果の顕在化にはいたらず、依然として厳しい状況にあることもまた事実である。

本ワーキング・グループは、今回、平成23年司法試験の結果が9月に発表されたことを踏まえ、第5回の改善状況調査として、第1回及び第3回の調査結果で指摘した課題等を中心に、各法科大学院における改善の進捗状況について確認を行うこととした。

2. 調査の概要

本ワーキング・グループにおいては、調査方針及び内容について審議した結果、以下の方法で調査を実施した（調査対象校については別紙参照。）。

(1) 書面調査

第1回及び第3回の改善状況調査と同様、すべての法科大学院を対象に書面調査を実施した。これにより、第1回の改善状況調査時に法科大学院から説明があった教育の改善の取組の進捗状況について、全体的な把握を行った。

(2) ヒアリング調査及び実地調査

以下のとおり、10校に対してヒアリング調査、32校（ヒアリング調査対象校5校を含む。）に対して実地調査を実施した。

①第3回の改善状況調査において、「重点的にフォローアップが必要」または「継続的にフォローアップが必要」と指摘した法科大学院（28校）

第3回の改善状況調査における指摘を踏まえた改善の進捗状況について、直接現地で確認を行う必要があると考えられることから、実地調査（教員との意見交換、定期試験答案確認、学生面談等）を実施した（学生募集の停止時期を明示している法科大学院については、実地調査対象から除外した。）。

②その他の法科大学院

(1)の書面調査及び平成23年司法試験の結果を踏まえ、司法試験の合格率、または修了直後の修了者における司法試験の合格率が著しく低い状況が継続していることなどから、修了者の質の確保に早急に取り組む必要があると考えられる法科大学院（10校）に対して、まず、ヒアリング調査を実施した。

その結果、当該法科大学院の現状や改善のための取組等について、より詳細に確認することが必要と判断された法科大学院（5校）について、実地調査（定期試験答案確認、学生面談等）を実施した。

3. 調査の結果

前述の通り、法科大学院を含む法曹養成制度を巡る状況は極めて厳しい事態に陥っていることに対して、今回の改善状況調査においても、全体として各法科大学院における危機意識が高まっていることは実感できた。

このような意識の下、多くの法科大学院では、本ワーキング・グループの指摘も踏まえ、試行錯誤を重ねながら改善の取組を強化してきている。

これらを踏まえ、今後の法科大学院の発展の観点から、今回の改善状況調査において確認された改善の取組と今後の課題を概括的に示すと、以下のとおりである。

なお、個別の法科大学院における改善状況に関する委員所見については、別紙に示した。これまでの改善状況調査において、個別に改善すべき事項について指摘した法科大学院のうち、11校については重点的に、20校については継続的にフォローアップが必要であるとした。

(1) 入学者選抜における入学者の質の確保に係る取組

入学者選抜における入学者の質の確保の重要性については、過去4回に亘る調査において、再三再四指摘してきたところであり、今回、ヒアリング調査や実地調査を実施した大部分の法科大学院においては、調査実施時点の途中経過ではあるものの、平成24年度入学者選抜において競争倍率2倍以上の確保に努める、法科大学院統一適性試験の点数が著しく低い者を入学させないための合格最低基準点を導入する等の改善の取組を行っていることが認められた。

また、入学定員においても、前年度比で87人減となり、ピーク時（5,825名：平成17～19年度）と比較して1,341人削減される見通しとなっており、入学者の質の確保の意識は引き続き着実に改善されてきていると考えられる。

このように多くの法科大学院で改善に向けた取組がなされる一方で、数は限られているものの、一部の法科大学院においては、平成24年度入学者選抜における競争倍率が依然として2倍を大きく下回るなど、入学者の質の確保の必要性についての認識が不十分な法科大学院も見られた。入学者の質の確保が十分でない法科大学院においては、学生間の学力や意欲にも大きな格差が見られ、結果として、法科大学院が提供する教育全体の質が低下するなどの問題が生じていることもあり、法科大学院の入口での質の確保の重要性について再認識する必要がある。

また、受験者間の競争性を意識して競争倍率2倍は厳守するものの、入学者数を確保するために、合格基準を下げていないかとの疑念を抱かせる法科大学院も見られた。これらの法科大学院においては、入学者の質の確保の重要性を再認識するとともに、適正な入学定員の在り方について検討する必要がある。特に、定員充足率が5割に満たない状態が継続している法科大学院にあっては、その組織全体の見直しに早急に取りかかる必要がある。

(2) 教育内容・方法の改善や成績評価の厳格化等に係る取組

各法科大学院においては、共通到達目標を踏まえたカリキュラム改訂の実施やファカルティ・ディベロップメント（FD）等を通じた教育内容・方法の改善や成績評価及び修了認定の一層の厳格化に取り組むなど、一定の取組が行われている。

しかし、修了者の多くが修了直後の司法試験を受験せず、受験しても合格率が著しく低いといった状況が依然として見られるとともに、学生からは法科大学院の授業には期待していないという意見が聞かれるような法科大学院も一部存在した。このような状況を改善するためには、十分な学力を身に付けた者のみを修了させること、同時に学生自身も到達目標を意識して学修し、司法試験を受験するのに十分な学力を身に付けたという自信を持って修了できるようにする必要がある。

また、数は限られるものの、一部には、成績評価や修了認定の在り方についてなお課題を抱える法科大学院が見受けられる。例えば、

- ・ シラバスに記載している成績評価の基準とは異なる方法で成績をつけている、
- ・ 基礎的な理解を欠いていると思われる答案にもかかわらず、合格点ないしそれ以上の評価を与えている、
- ・ GPA制度を導入しているものの、成績評価においてS又はAの成績の学生が過半数となる科目があり、そのためGPAによる厳格な進級・修了認定の信頼性が疑われる、

といった問題状況にある法科大学院があった。これらの法科大学院においては、教育の在り方や、成績評価の在り方について、改善に向けた組織的な対応を図る必要がある。

4. おわりに

3. で示したとおり、多くの法科大学院では、法曹養成制度を巡る極めて厳しい状況も踏まえ、特別委員会報告の提言やこれまでの改善状況調査における本ワーキング・グループの指摘事項等を真摯に受け止め、改善に取り組んできており、その中には、約2年間という短期間にもかかわらず、かなりの改善効果を上げているところもみられる。

一方で、一部の法科大学院では、法科大学院として様々な改善策を講じてきているにもかかわらず、結果につながっていない大学院もあり、その原因分析を早急に行い、対策を講じていく必要がある。

さらには、これらの法科大学院の中には、残念ながら依然として危機意識に欠け、教育の質の改善に関する真摯な取組が不十分なところも見られる。本ワーキング・グループでは、数次にわたって問題点等を指摘することで各法科大学院における自発的な改善を促してきたところであるが、こうした状況にある法科大学院がなお存在していることを報告せざるを得ない。数は限られるとは言え、こうした一部の法科大学院の状況は、

法科大学院制度全体の信頼性を損ねるにとどまらず、新たな法曹養成制度が一層の悪循環に陥ることとなり、制度の根幹を揺るがしかねない。これらの法科大学院においては、教育の質の改善のため、組織全体としてあらゆる手段を用いて抜本的な改善を果たせるように取り組んで行く必要がある。

本ワーキング・グループでは、入学者選抜の結果や司法試験の結果を踏まえた調査を今回の調査も含め5回に亘り実施してきたところであるが、上述のとおり、改善の取組が確認できている一方、取組の内容、その効果について、引き続き確認していく必要がある法科大学院が複数存在することから、引き続き教育の質の改善のためのフォローアップを実施する必要がある。その際、フォローアップの実施方法については、実効的なものとなるよう、従前の手法を検証し、次回以降の調査については特に課題を抱える法科大学院を中心に実施していくことが必要である。

これまでも、問題意識に欠ける、改善の取組が不十分であるといった課題を抱える法科大学院に対しては、本ワーキング・グループとしても、その課題について厳しく指摘してきたところであり、文部科学省においても、深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するための公的支援の見直し策を公表し、平成23年司法試験の結果により公的支援の見直しを行う対象校を決定しており、それによって平成24年度予算より公的支援の減額が実施されることとなるなど、その組織見直しの促進が図られているところである。

しかし、繰り返しになるが、法科大学院を含む法曹養成制度は極めて厳しい状況にあり、この状況を好転させるため、文部科学省としても、引き続き、定員見直しの促進をはじめとしたあらゆる効果的な施策を講じる必要があると考える。

No.	入学者の質と競争性の確保			修了者の質の保証						今回の調査結果		参考														
	入学者の質と競争性の確保			競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率		実地調査	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見												
大学名	H24 (予定)	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22	H23	H22	H21	H20 修了 試験	H21 修了 試験	H22 修了 試験	H23 修了 試験	H20 修了 試験	H21 修了 試験	H22 修了 試験	H23 修了 試験	対象 校	対象 校			
1 北海道大学	80	80	100	4.27	3.38	3.13	48	62	63	30.0%	43.1%	40.4%	25.6%	41.4%	45.8%											
2 東北大学	80	80	100	2.44	2.29	2.63	54	58	30	31.8%	36.5%	19.5%	20.4%	33.7%	20.4%											
3 筑波大学	36	36	40	3.77	4.53	5.58	4	11	3	7.3%	25.6%	8.8%	7.5%	25.0%	5.6%											
4 千葉大学	40	40	50	5.97	4.93	8.51	29	30	24	39.2%	43.5%	37.5%	37.5%	43.9%	48.7%											
5 東京大学	240	240	300	4.86	3.78	3.08	210	201	216	60.5%	48.9%	55.5%	54.1%	50.2%	56.6%											
6 一橋大学	85	85	100	4.48	5.26	4.48	82	69	83	57.7%	50.0%	62.9%	62.0%	54.8%	69.3%											
7 横浜国立大学	40	40	50	2.91	3.96	5.25	13	17	20	13.5%	19.1%	25.3%	12.5%	10.9%	30.4%											
8 新潟大学	35	35	60	2.03	1.83	1.83	8	9	14	10.4%	11.0%	17.3%	13.3%	11.1%	13.1%											
9 金沢大学	25	25	40	1.83	2.00	1.68	15	17	11	23.4%	31.5%	22.4%	25.8%	34.5%	19.2%											
10 信州大学	18	18	40	1.59	1.21	1.87	4	5	4	7.7%	12.2%	15.4%	5.4%	11.5%	10.7%											

No.	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証				今回の調査結果		参考										
	入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見							
	H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22	H21			H20	H21	H22				
11	静岡大学	20	20	30	2.45	1.69	1.75	7	6	4	14.9%	16.2%	11.1%	17.6%	12.5%	0.0%	●	実地調査における委員の所見	実地調査	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見
12	名古屋大学	70	70	80	3.83	5.25	2.95	43	49	40	31.6%	35.3%	33.3%	28.2%	34.9%	30.9%					
13	京都大学	160	160	200	2.95	3.62	3.37	172	135	145	54.6%	48.7%	50.3%	58.9%	51.6%	59.4%					
14	大阪大学	80	80	100	3.72	3.68	3.15	49	70	52	28.7%	38.9%	33.5%	30.1%	37.5%	28.6%					
15	神戸大学	80	80	100	3.95	4.32	4.15	69	49	73	46.6%	34.0%	49.0%	58.8%	37.0%	52.4%					
16	島根大学	20	20	30	2.07	1.33	1.74	4	3	1	8.7%	10.3%	4.3%	0.0%	6.7%	0.0%	●	実地調査における委員の所見	実地調査	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見

No.	入学者の質と競争性の確保			修了者の質の保証			今回の調査結果			参考									
	入学定員			競争倍率			新司法試験合格者数			新司法試験合格率									
	H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	新司法試験 合格率	修了後の 新司法試験 合格率	ヒア リング 調査	実地調査	第3回調査における 委員の所見	第1回調査における 委員の所見			
23	22	22	22	30	1.72	1.36	2.21	7	5	4	16.7%	13.2%	10.0%	16.7%	12.5%	8.0%	<p>人学者選抜における競争性の確保を意図し、人学者選抜の厳格化について一定の取組がなされているが、志願者数の増加など推移を見守る必要がある。</p> <p>FD活動、成績判定会議における成績分布の俵証、授業改善報告書の教員間で共有化などの取組が行われているが、取組状況について教員間に差があり、組織的な取組として改善を進める必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相対なされているが、なお、課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフオロアップを実施していく。</p>	<p>人学者選抜については、依然として厳しい状況にある。</p> <p>授業参観や成績評価に関し、FDの取組が活発化しており、成果につながるよう引き続き努力することが必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相対なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善の努力は行われているものの、組織的なFDの取組が十分に実施されていないと考えられる。</p> <p>また、人学者選抜でも厳しい状況にある。</p> <p>さらに、新司法試験について相対に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフオロアップを実施する必要がある。</p>
24	52	65	65	30	9.09	7.43	8.32	38	30	34	31.7%	29.7%	39.1%	39.0%	30.8%	50.9%			
25	60	60	60	75	2.99	3.15	3.58	30	31	24	25.0%	26.1%	25.0%	24.2%	23.9%	27.7%			
26	25	25	30	30	2.33	2.07	1.94	10	3	7	27.0%	9.7%	29.2%	16.7%	7.4%	31.6%			
27	30	30	30	50	2.08	1.61	1.53	2	2	4	5.6%	5.1%	12.1%	0.0%	0.0%	0.0%	<p>人学者選抜における競争性の確保を意図するなど、人学者選抜の厳格化について一定の取組がなされているが、学生の二極化が進むなど更なる質の確保のための取組が必要である。</p> <p>カリキュラム改革を行うなど、一定の取組が行われているが、成績評価の厳格化、学習到達度の明確化等、総じて組織的な取組となっており、組織的に改善に取り組むことが必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言い難く、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフオロアップを実施していく。</p>	<p>人学者選抜における競争性の確保を意図し、一定の取組がなされているが、学生の二極化が進むなど更なる質の確保のための取組が必要である。</p> <p>カリキュラム改革を行うなど、一定の取組が行われているが、成績評価の厳格化、学習到達度の明確化等、総じて組織的な取組となっており、組織的に改善に取り組むことが必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言い難く、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>学生の質の確保が相当困難となっているにもかかわらず、入学者選抜での競争性の確保に関する取組や教育内容・方法の改善のための取組が十分なされていないと思われる。</p> <p>さらに、新司法試験について相対に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフオロアップを実施する必要がある。</p>

No.	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証				今回の調査結果		参考									
	入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見						
	H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22			H21	対象校	対象校			
28	白鷗大学	20	25	30	12.29	1.71	1.58	1	2	4	2.5%	5.7%	16.7%	0.0%	4.0%	12.5%	<p>入学者選抜の厳格化について、一定の取組がなされているが、学生数の確保のために抜本的な改善が必要である。定期試験の内容が知識確認にとどまっているなど、成績評価に起因する問題点の改善が不十分であり、組織的な取組が必要である。指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいないと難しい、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。きめ細やかな学修支援が行われている一方で、学修の到達目標の明確化や成績評価の厳格化、より思考力を高めるための教育内容の改善が必要ではないかと思われる。指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。成績評価の厳格化の取組も不十分である。教員間の連携により、学生に学修の到達目標を示しつつ、教育方法や成績評価方法等の改善に取り組む必要がある。新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	<p>改善のための取組が実施されているものの、入学者選抜の状況などからみれば、競争的環境の下で質の高い学生を確保できるか懸念がある。さらに、新司法試験について相対的に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
29	大宮法科大学院大学	50	70	100	1.88	1.61	1.56	9	12	12	6.4%	10.2%	14.8%	1.4%	3.8%	2.8%	<p>桐蔭横浜大学との統合を発表。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。成績評価の厳格化の取組も不十分である。教員間の連携により、学生に学修の到達目標を示しつつ、教育方法や成績評価方法等の改善に取り組む必要がある。新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。きめ細やかな学修支援が実施されている。成績評価等について、組織的な取組が十分とはいえない部分がある。指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>授業内容や方法の改善に向けて取組は一定程度行われているものの、入学者選抜の状況や新司法試験の結果を踏まえた改善策については、組織的な取組がいまだ十分とはいえない。さらに、新司法試験について相対的に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
30	獨協大学	30	40	50	2.40	1.24	1.45	11	3	5	11.5%	3.7%	7.6%	6.7%	0.0%	4.2%	<p>入学者選抜の厳格化についての取組が引き続きなされている。教育方法の改善等の取組がなされているが、成績評価等について一層組織的な取組を進める必要がある。指摘した事項に対する改善の取組が相対的に進んでいるが、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。きめ細やかな学修支援が実施されている。成績評価等について、組織的な取組が十分とはいえない部分がある。指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。成績評価の厳格化の取組も不十分である。教員間の連携により、学生に学修の到達目標を示しつつ、教育方法や成績評価方法等の改善に取り組む必要がある。新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	<p>授業内容や方法の改善に向けて取組は一定程度行われているものの、入学者選抜の状況や新司法試験の結果を踏まえた改善策については、組織的な取組がいまだ十分とはいえない。さらに、新司法試験について相対的に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保						修了者の質の保証						今回の調査結果		参考																
		入学定員			競争倍率			新司法試験合格者数			新司法試験合格率			修了直後の新司法試験合格率			実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見												
		H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22	H23	H21	H22	H23	H21	H22			H23											
31	駿河台大学	48	48	60	2.63	1.32	1.35	48	48	60	4.6%	7.6%	5.0%	4	5	7	4	4.6%	7.6%	5.0%	3.4%	3.9%	2.1%	16.2%	25.6%	25.5%	51.8%	53.3%	51.7%	<p>入学者選抜においては、競争性の確保を意図し、入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされている。</p> <p>成績評価の基準が不明確で科目間の対応に差も生じており、教育の改善の取組について組織的な対応が必要である。指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言い難く、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p> <p>●</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保を意図し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>GPA制度の導入等、厳格な成績評価について一定の取組がなされているが、FD等により、組織的に更なる改善に取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相応な取組がなされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善の取組は実施されているが、改善効果が認められる段階に至っていないといえない。</p> <p>厳格な成績評価・修了認定の徹底などについては、改善が十分な状況に達しているとはいえない。</p> <p>さらに、新司法試験の合格状況も相当厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
32	青山学院大学	50	50	60	2.63	2.58	3.27	50	50	60	9.4%	3.6%	9.0%	8	8	3	8	9.4%	3.6%	9.0%	10.3%	5.9%	7.1%	16.2%	25.6%	25.5%	51.8%	53.3%	51.7%	<p>入学者選抜においては、競争性の確保を意図するなど入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされている。</p> <p>成績評価については、一部においてその厳格性に疑問があり、また学生への評価方法・基準の明示等について教員間にバラツキがあり、組織全体として取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとはいえない。司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p> <p>●</p>	<p>入学者選抜における競争性は確保されているが、相当数の合格者を出しながら、入学数が入学定員を大幅に下回っており、入学者の質の確保がなされているのか検証が必要である。</p> <p>成績評価・修了認定の厳格性の確保に疑問がある。</p> <p>カリキュラムや授業内容・方法、教育体制、成績評価等の在り方について組織的な改善の取組が必要である。</p> <p>新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	<p>入学者選抜における競争性は確保されているが、相当数の合格者を出しながら、入学数が入学定員を大幅に下回っており、入学者の質の確保がなされているのか検証が必要である。</p> <p>成績評価・修了認定の厳格性の確保に疑問がある。</p> <p>カリキュラムや授業内容・方法、教育体制、成績評価等の在り方について組織的な改善の取組が必要である。</p> <p>新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
33	学習院大学	50	50	65	2.44	5.55	3.94	50	50	65	22.5%	20.2%	24.4%	18	19	21	18	22.5%	20.2%	24.4%	16.2%	25.6%	25.5%	51.8%	53.3%	51.7%	51.8%	53.3%	51.7%			
34	慶應義塾大学	230	230	260	3.53	3.39	3.27	230	230	260	48.0%	50.4%	46.4%	164	179	147	164	48.0%	50.4%	46.4%	51.8%	53.3%	51.7%	51.8%	53.3%	51.7%	51.8%	53.3%	51.7%			

No.	入学者の質と競争性の確保			修了者の質の保証			今回の調査結果			参考		
	入学定員		競争倍率	新司法試験合格者数		新司法試験合格率	修了直後の新司法試験合格率		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見
	H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H20
35	40	40	2.00	50	6	6.9%	7.4%	10.9%	8.6%	8.1%	8.5%	
36	36	45	2.40	50	2	2.5%	13.2%	10.4%	0.0%	10.0%	4.0%	
37	90	90	4.09	100	39	20.2%	19.6%	27.8%	18.6%	23.2%	26.9%	
38	45	45	2.16	50	11	12.1%	11.8%	20.6%	8.5%	8.5%	20.4%	

No.	実地調査		対象校	対象校	実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見
	ヒアリング調査	対象校					
35	●	●	●	●	入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされている。一部において定期試験の採点が非常に甘く、成績評価の厳格化については、なお課題であり、その徹底に取り組む必要がある。FDの取組を一定程度実施しているが、その結果が組織的に共有されているか疑問である。指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言い難く、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。	入学者選抜において、入学者の質の確保がなされているかなお懸念がある。GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、なお課題も残られ、その徹底に取り組む必要がある。カリキュラムや授業内容・方法の改善について、より本質的な措置を講じる必要がある。指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。	教育内容や方法の改善や成績評価の厳格化に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者の質の確保に向けて改善の取組が十分になされているとは言い難い。さらに、新司法試験について相応に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
36	●	●	●	●	入学者選抜における競争性の確保を意識するなど、入学者選抜の厳格化についての取組がなされている。成績評価の厳格化、学修の到達度の明確化などが不十分で、その徹底に組織的に取り組む必要がある。改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。	入学者選抜において、入学者の質の確保がなされているかなお懸念がある。GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、なお課題も残られ、その徹底に取り組む必要がある。カリキュラムや授業内容・方法の改善について、より本質的な措置を講じる必要がある。指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。	教育内容や方法の改善や成績評価の厳格化に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者の質の確保に向けて改善の取組が十分になされているとは言い難い。さらに、新司法試験について相応に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
37					入学者選抜における競争性の確保を意識するなど、入学者選抜の厳格化についての取組がなされている。GPAを用いた修了認定や一定の履修制限を設けることで、厳格な修了認定への取組も着手している。一方で、定期試験の在り方について成績分布、採点基準、答案の講評・返却について教員間での取組にバラツキがあり、FD会議等を通じて改善に取り組む必要がある。	入学者選抜において、入学者の質の確保がなされているかなお懸念がある。GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、なお課題も残られ、その徹底に取り組む必要がある。カリキュラムや授業内容・方法の改善について、より本質的な措置を講じる必要がある。指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。	教育内容や方法の改善や成績評価の厳格化に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者の質の確保に向けて改善の取組が十分になされているとは言い難い。さらに、新司法試験について相応に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
38	●	●	●	●	入学者選抜における競争性の確保を意識するなど、入学者選抜の厳格化についての取組がなされている。GPAを用いた修了認定や一定の履修制限を設けることで、厳格な修了認定への取組も着手している。一方で、定期試験の在り方について成績分布、採点基準、答案の講評・返却について教員間での取組にバラツキがあり、FD会議等を通じて改善に取り組む必要がある。	入学者選抜において、入学者の質の確保がなされているかなお懸念がある。GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、なお課題も残られ、その徹底に取り組む必要がある。カリキュラムや授業内容・方法の改善について、より本質的な措置を講じる必要がある。指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。	教育内容や方法の改善や成績評価の厳格化に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者の質の確保に向けて改善の取組が十分になされているとは言い難い。さらに、新司法試験について相応に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。

No.	入学者の質と競争性の確保			修了者の質の保証			今回の調査結果		参考													
	入学定員			競争倍率			新司法試験合格者数		実地調査													
	H24 (予定)	H23	H22	H23	H22	H21	H22	H23	H21	H22	H23	H21	H22	H23	H21	H22	H23	対象校	対象校	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見	
44	東洋大学	40	40	50	2.13	2.11	1.98	11	7	5	12.5%	9.1%	7.1%	8.1%	8.8%	5.0%				<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされている。</p> <p>成績評価の厳格化に向けた取組を引き続き行っている一方、教員によって学生への対応についてバラツキがあり、FDを通じて更なる教員の意識向上を図る必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相対的に進んでいるが、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保にGPA制度の導入等、成績評価の厳格化に向けた取組を行っている。その効果について、引き続き検証を行う必要がある。</p> <p>教員の意識の向上やFD等の取組がなされており、引き続き改善に取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相対的に進んでいるが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善の努力は行われているものの、いずれについても現状を大きく好転させるまでには至っていないと恐われる。</p> <p>特に厳格な成績評価・修了認定の徹底に関する取組自体も未だ不明確な部分が見られ、入学者や教員の質の確保などでも相当厳しい状況にある。</p> <p>さらに、新司法試験についても相対的に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されてきているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
45	日本大学	80	80	100	2.01	1.73	1.84	12	21	20	6.5%	12.9%	13.1%	3.6%	7.3%	10.5%				<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされている。</p> <p>成績評価の厳格化への取組を継続しているが、成績評価における平常点等の扱いに疑義もあり、組織的に検証して改善に取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度進んでいるが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜の競争性の確保については、一定程度の改善の取組が実施的に進んでいるが、見守る必要がある。</p> <p>成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、厳格性の担保が十分とはいえず、その徹底を図る必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度進んでいるが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>入学定員の見直しなどの入学者の質の確保や、厳格な成績評価などの修了者の質の保証などに向けた取組が十分に行われていないにもかかわらず、改善の必要性があることに対する十分な認識がなされていないと思われる。</p> <p>さらに、新司法試験についても相対的に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
46	法政大学	80	80	100	2.44	2.58	2.55	31	24	25	16.9%	14.5%	18.1%	7.0%	10.6%	15.3%						
47	明治大学	170	170	200	3.86	2.17	3.79	90	85	96	24.0%	25.4%	31.0%	23.8%	19.7%	29.3%						

No.	入学者の質と競争性の確保			修了者の質の保証						今回の調査結果		参考												
	入学定員		競争倍率	新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率		ヒアリング調査	実地調査	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見											
	H24 (予定)	H22	H21	H23	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22											
48	明治学院大学	60	60	80	1.46	1.36	1.62	40	60	70	5	9	9	4.5%	10.3%	11.7%	2.0%	6.0%	5.6%	●	実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見	
49	立教大学	65	70	70	3.14	3.55	3.76	17	24	25	13.8%	20.7%	22.3%	6.9%	26.8%	21.9%								
50	早稲田大学	270	270	300	2.95	2.99	2.72	138	130	124	31.9%	32.7%	32.6%	37.5%	34.1%	34.4%								
51	神奈川大学	35	35	50	1.77	1.85	2.21	4	8	4	6.6%	15.1%	6.7%	4.3%	6.3%	10.0%					●	実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見

No.	入学者の質と競争性の確保			修了者の質の保証						今回の調査結果		参考								
	入学定員			競争倍率			新司法試験合格者数			新司法試験合格率			実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見				
	H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22	H23	H22	H21			対象校	対象校		
52	25	30	30	1.76	1.13	1.47	5	3	7	10.9%	5.5%	12.5%	12.5%	20.0%	15.4%	●	実地調査における競争性の確保等、入学者の質の確保のための取組が不十分である。成績評価については、概ね適切に実施されているが、一部評価基準が不明確な科目があり、一層厳格化を徹底する必要がある。指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。	実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見
53	50	60	60	1.27	1.19	1.36	6	6	8	6.9%	7.2%	12.9%	8.2%	2.0%	8.6%	●	入学者選抜については、競争性の確保を意図するなど、入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされている。成績評価については、概ね適切に実施されているが、一部評価基準が不明確な科目もあり、一層厳格化を徹底する必要がある。指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。	実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見
54	35	35	40	2.50	2.30	3.33	7	14	12	15.6%	27.5%	26.1%	17.4%	34.6%	27.3%		実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見	
55	30	30	40	2.04	1.86	2.14	8	14	20	22.2%	31.8%	48.8%	35.0%	25.0%	59.3%		実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見	

No.	入学者の質と競争性の確保			修了者の質の保証						今回の調査結果		参考								
	入学定員			競争倍率			新司法試験合格者数			新司法試験合格率			実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見				
	H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22	H23	H21	H22			H21	対象校	対象校	
56	25	25	35	35	1.18	1.35	1.20	1	3	4	2.4%	8.8%	15.4%	0.0%	9.1%	9.4%	●	<p>人学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識が極めて不十分であり、入学選抜の在り方について改善方を早急に検討する必要がある。</p> <p>シラバスに記載された評価方法と異なる運用を行っている場合等、成績評価について依然として教員間での共通認識となっておらず、それを補正する組織的取組も不十分であり、さらに改善の取組が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとはいえない。難く、早急な改善が求められること踏まえ、早急に対応して重点的にフォローアップを実施していく。</p>	<p>人学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に不十分であり、他の法科大学院を大きく下回る状況が窺われている。</p> <p>成績上位者に対する特別な学修相談や予備校の答案練習への組織的支援をやめるなど、制度の改正がなされているが、受け入れた学生に基礎的な力量を身に付けさせ、それを伸ばせるよう、法科大学院として責任を持って取り組む努力が今後必要である。</p> <p>成績評価については、一定の改善を図ろうとしていることがうかがえるが、教員間で共通の認識になるまでには至っていないと認められない。さらなる改善の取組の検討・努力が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとはいえない。難く、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>法科大学院として、改善の必要性が正しく認識されていないため、成績上位者による予備校の答案練習を組織的に支援するなど、受け入れた学生を自ら責任を持って教育しようという意識が希薄であり、法科大学院での教育を中心とした教育課程および学修指導体制を再構築する必要がある。</p> <p>また、入学選抜での競争性確保についても深刻な状況にあるにもかかわらず、改訂計画自体も一般的に不明確である。</p> <p>さらに、新司法試験について相対的に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、特に重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
57	25	25	30	30	2.00	1.44	1.64	8	6	6	20.5%	14.3%	15.8%	16.7%	16.7%	21.1%				
58	40	40	50	50	1.44	1.55	1.91	21	10	18	26.3%	13.7%	30.5%	31.0%	8.9%	19.1%				
59	40	40	40	50	1.23	1.38	1.55	7	10	7	9.7%	20.0%	18.9%	15.6%	16.2%	5.3%				

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証				今回の調査結果		参考											
		入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		実地調査													
		H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H20 修了 新司法試験 合格率	H21 修了 新司法試験 合格率	H22 修了 新司法試験 合格率		対象校	対象校									
60	京都産業大学	32	40	40	60	2.00	1.56	1.52		3	4	1	3.2%	5.4%	2.0%	0.0%	0.0%				実地調査における委員の所見 入学選抜における競争性の確保を意図し、入学選抜の厳格化について一定の取組がなされているが、学生の二極化が進むなど更なる質の確保のための取組が必要である。 授業内容・方法についても到達目標を示すなど一定程度改善の取組が行われているが、成績評価の厳格化については依然として課題を抱えており、組織全体として取り組む必要がある。 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。	第3回調査における委員の所見 入学選抜における改善の取組を一定程度行っているが、競争性の確保等、入学者の質の確保に向けた取組がなお不十分である。 成績評価の厳格化について、一定程度改善の取組が行われているが、厳格性にはなお課題を抱えており、組織全体として徹底する必要がある。 学生が修了までに必要な学力を身に付けることができるよう、入学者の質の確保やカリキュラム改革に引き続き取り組む必要がある。 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。	第1回調査における委員の所見 成績評価の厳格化など改善の取組が進められているが、すべての教員にそれが徹底されているとは言えない難しい状況にあると思われる。 また、それぞれの授業でも到達率を見据えて責任をもって学生を教育するという共通の認識のもとに行われているとはうかがえない。 入学選抜の状況からみて、質の確保についても不十分である。さらに、新司法試験について相対的に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されていくと期待しているが、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
61	同志社大学	120	120	150	150	2.01	1.53	1.89		65	55	45	23.5%	21.0%	19.1%	13.0%	20.3%	17.9%				改善のための取組が実施されているものの、入学選抜での競争倍率が低く、入学者の質の確保に懸念が払われる。 さらに新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	
62	立命館大学	130	130	150	150	2.00	1.80	1.92		40	47	60	15.3%	18.9%	24.7%	13.5%	15.2%	29.6%				入学選抜における競争性に乏しいが、一定程度改善が見られるが、この状況が継続するか改善の取組の在り方等を含めて検証し、引き続き努力する必要がある。 カリキュラム改革や成績評価の厳格化について、一定程度改善の取組が行われている。ただし、修了認定の在り方については、検証が必要である。 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的にフォローアップを実施していく。	
63	龍谷大学	25	25	30	60	2.18	1.06	1.66		5	8	5	6.5%	11.4%	10.4%	2.2%	1.9%	11.4%				入学選抜における競争性の確保については改善傾向が見られるが、入学選抜の厳格化についての取組を一層厳格化に実施する必要がある。 GPA制度や進級制度を導入しているが、これらの制度が有効に機能しているか検証していく必要がある。 司法試験を受け控える者が増加しており、学生が自信を持って修了できるように、教育内容に改善すべき点が無いかについて検討することが必要である。 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的にフォローアップを実施していく。	

No.	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証				今回の調査結果		参考									
	入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見						
	H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22	H23	H22	H21	H20			H21	H21	H20			
64	大阪学院大学	30	30	45	50	2.09	1.54	1.19	2	3	2	2.6%	5.5%	5.6%	0.0%	3.2%	2.4%	<p>入学選抜の厳格化についての取組は一定程度なされている。学修の到達目標の明示や成績評価については、個々の教員における取組がなされているものの、組織的な取組として改善を進める必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言い難く、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要があることから、WGとして重点的にフオロアップを実施していく。</p> <p>●</p>	<p>入学選抜における取組は一定程度の質の確保に一定の取組がなされている。成績評価については、依然としてその在り方に問題がある。学生に対して学修の到達目標を明確にした教育を行っておらず、FDも十分に機能していないため、組織的な改善に向けた取組・意識も欠けている。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言い難く、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>厳格な成績評価が実施されていない科目が一部みられるなど、成績評価の在り方に重大な問題があるにもかかわらず、対策が講じられていない。</p> <p>また、学生に対して到達レベルを明確にした教育を行うための組織的な取組もなされていない。</p> <p>また、入学選抜状況を踏まえた入学定員見直しなどの入学者の質の確保に関する認識と取組も不十分である。</p> <p>さらに、新司法試験についても相当厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフオロアップが必要である。</p>
65	関西大学	100	100	130	130	2.02	1.67	1.97	35	32	35	16.7%	14.5%	16.9%	11.5%	7.7%	15.5%	<p>入学選抜における競争性の確保を意識し、入学選抜の厳格化について一定の取組がなされている。</p> <p>成績分布については、教員間での意識統一が図られているか疑問であり、全体として厳格な成績評価がなされていない。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在に取り組む必要を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、WGとして継続的なフオロアップを実施していく。</p> <p>●</p>	<p>入学選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>授業内容・方法等について、継続的に改善されている。指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>学生の要望などを踏まえ、授業内容や方法の改善のための取組は一定程度行われている。</p> <p>しかし、入学選抜の状況とそれに伴う入学者の質の確保、少人数をいかに取組など、いまだ改善が十分とはいえない。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフオロアップする必要がある。</p>
67	関西学院大学	100	100	125	125	1.16	1.88	1.59	26	37	37	14.6%	20.3%	19.4%	11.0%	13.5%	19.7%			
68	甲南大学	50	50	60	60	1.66	1.41	1.74	18	11	17	16.1%	10.0%	18.3%	12.8%	7.8%	17.1%			

No.	入学者の質と競争性の確保			修了者の質の保証			今回の調査結果		参考																				
	入学定員			競争倍率			新司法試験合格者数																						
	H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22		H23	H21	H22	H23	H21	H22	H23	H21	H22	H23	新司法試験 合格者率	修了直後の 新司法試験 合格率	ヒア リング 調査	実地調査	第3回調査における 委員の所見	第1回調査における 委員の所見				
69	35	35	60	2.00	1.74	1.30	1	4	3	2.6%	10.3%	10.7%	0.0%	4.5%	9.1%											競争倍率を2倍に近づける努力は行っているものの、質の高い入学者の確保の見通しが立っていないといえない。 また、新司法試験の合格状況に関する分析・認識が不十分であり、授業や成績評価の改善効果が認められる段階にまではいたっていない。 さらに、新司法試験について相対的に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえない。重点的にフォローアップを実施する必要がある。	入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。 成績評価の厳格性に問題があり、教員間で認識を共有し、改善に取り組む必要がある。 現状や教育の問題点に対する分析・認識が不十分である。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたい。新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。	入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。 成績評価の厳格性に問題があり、教員間で認識を共有し、改善に取り組む必要がある。 現状や教育の問題点に対する分析・認識が不十分である。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたい。新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。	入学者選抜が実質的に機能していないため、入学者の質が十分確保されていないといえる。 入学者の質の確保のための今後の取組も不明確である。 さらに、新司法試験について相対的に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえない。重点的にフォローアップを実施する必要がある。
70	20	30	30	-	-	1.88	0	0	2	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%											平成23年度より学生募集停止			
71	30	30	50	2.00	1.12	1.15	7	7	6	14.3%	11.7%	12.8%	3.2%	11.1%	18.8%											入学者選抜における競争性の確保等、入学者選抜の厳格化についての取組が実施されている。 教育方法については、学生の自学自習の在り方も踏まえ、改善の取組を実施する必要があり、また厳格な成績評価が実施されていない科目が一部みられるなど、成績評価の厳格化のための取組を実施する必要のあることから、継続的にフォローアップする必要がある。	入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。 成績評価の厳格性に問題があり、教員間で認識を共有し、改善に取り組む必要がある。 現状や教育の問題点に対する分析・認識が不十分である。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたい。新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。	入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。 成績評価の厳格性に問題があり、教員間で認識を共有し、改善に取り組む必要がある。 現状や教育の問題点に対する分析・認識が不十分である。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたい。新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。	入学者選抜が実質的に機能していないため、入学者の質が十分確保されていないといえる。 入学者の質の確保のための今後の取組も不明確である。 さらに、新司法試験について相対的に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえない。重点的にフォローアップを実施する必要がある。

No.	入学者の質と競争性の確保			修了者の質の保証						今回の調査結果		参考									
	入学定員			競争倍率			新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率		実地調査								
	H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22	H23	H21	H22	H23	H21	H22	H23	対象校	対象校	第3回調査における委員の所見
72	久留米大学	30	30	40	2.05	1.47	1.36	4	6	5	7.7%	11.8%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.7%	●	●	人学選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する取組が不十分である。教育方法やカリキュラムについて改善のための議論が行われているもの、議論の浸透にある部分も多く、引き続き改善の取組を実施する必要がある。成績評価の厳格化のための取組は一定程度されているが、カリキュラムの改革とあわせて引き続き組織的に検討を行う必要がある。指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたい。新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。	教育方法やカリキュラムの改善に向けた取組は開始されているものの、法科大学院で必要とされる到達度に対する認識や教育の改善の方向性についてなお検討すべき課題も多くある。また、入学者の質の確保のための取組も十分とは思われない。さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言いがたい。重点的にフォローアップを実施する必要がある。
73	西南学院大学	35	35	50	2.04	1.61	1.15	6	8	10	7.7%	11.1%	14.9%	6.3%	9.3%	9.5%	●	●	●	人学選抜の厳格化についての取組を実施しているが、学生の二極化が進んでおり、更なる質の確保のための取組が必要である。成績評価は概ね適切で、進級判定も厳格に実施されており、厳格な成績評価が行われている。司法試験の結果が厳しい状況にある中で、引き続き改善の努力を行うことが必要であることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。	人学選抜の厳格化についての取組を実施しているが、学生の二極化が進んでおり、更なる質の確保のための取組が必要である。成績評価は概ね適切で、進級判定も厳格に実施されており、厳格な成績評価が行われている。司法試験の結果が厳しい状況にある中で、引き続き改善の努力を行うことが必要であることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。
74	福岡大学	30	30	30	2.03	1.18	1.37	3	8	7	8.1%	22.2%	18.4%	0.0%	9.1%	11.1%	●	●	●	人学選抜における競争性の確保を意識し、入学選抜の厳格化について一定の取組がなされている。進級判定、修了認定が厳格に行われている一方、純粋未修者が適合し得るようにする組織的配慮や適合できなかった者に対するフォローの取組が重要である。さらに、司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。	人学選抜における競争性の確保を意識し、入学選抜の厳格化について一定の取組がなされている。進級判定、修了認定が厳格に行われている一方、純粋未修者が適合し得るようにする組織的配慮や適合できなかった者に対するフォローの取組が重要である。さらに、司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。
計(平均)		4,484 (予定)	4,571	4,909	5,765	2.88	2.74	2.81	2,063	2,074	2,043	23.5%	25.4%	27.6%	25.3%	25.7%	28.2%	10校	32校		